

平成27年第2回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

6月16日（火曜日）

平成27年第2回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成27年6月16日（火曜日）

議事日程 第2号

平成27年6月16日（火曜日）午後零時59分開議

- 日程第 1 同意第 6号 甘楽町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 議案第45号 平成27年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第 4 発議第 2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）
- 日程第 5 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第 6 一般質問 第 1番 齋藤 彰 重（選挙の棄権防止対策について）
第 2番 山田 邦彦（ゴミ袋の無料化または値下げを）
第 3番 山田 邦彦（ゴミの一層の減量化を）
第 4番 山田 邦彦（情報公開条例の改正について）
第 5番 中野 喜久勇（防火用水の設置について）
第 6番 中野 喜久勇（観光事業について）
第 7番 山崎 澄子（要支援・要介護認定以外の高齢者
に対するの支援について）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	齋藤彰重君	2番	相川忠夫君
3番	金田倍視君	4番	山崎澄子君
5番	富岡朝男君	6番	江原榮和君
7番	佐俣勝彦君	8番	中野喜久勇君
9番	長谷川儀平君	10番	柳澤清次君
11番	中里芳久君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	由田進君
教育長	柴山豊君	会計管理者(会計課長)	松沢計作君
総務課長	山田勇君	企画課長	森田稔君
健康課長	飯塚章君	住民課長	松本一雄君
産業課長	松井均君	建設課長	中野哲也君
水道課長	吉田喜代治君	学校教育課長	横尾弘君
社会教育課長	吉田泰志君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋茂	書記	飯塚香奈
------	-----	----	------

○開 議

午後零時 59 分開議

◇議長（佐俣勝彦君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 同意第 6 号 甘楽町教育委員会委員の任命について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1、同意第 6 号 甘楽町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終了しております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、ただいま同意されました松井 勉君から、発言を求められておりますので、これを許します。

〔教育委員会委員 松井 勉君 入場〕

◇議長（佐俣勝彦君） 松井 勉君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

◇教育委員会委員（松井 勉君） 松井と申します。ただいまは、教育委員任命にご同意をいただきまして、大変ありがとうございます。誠に微力ながら、町の教育行政振興の助けになれば、お手伝いできればというふうに考えております。どうぞ、ご指導の程、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございます。

〔教育委員会委員 松井 勉君 退席〕



○日程第 2 議案第 45 号 平成 27 年度甘楽町一般会計補正予算（第 2 号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 2、議案第 45 号 平成 27 年度甘楽町一般会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長(佐俣勝彦君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第3 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長(佐俣勝彦君) 日程第3、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告をお願いいたします。

◇総務文教常任委員長(江原榮和君) 平成27年6月16日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長江原榮和。委員会審査報告。本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会会議規則第94条の規定により報告いたします。記。1、開催日時。6月10日午後3時10分。2、場所。甘楽町役場大会議室。3、出席者。委員長、江原榮和。副委員長、中野喜久勇君。委員、齋藤彰重君。委員、佐俣勝彦君。委員、柳澤清次君。委員、中里芳久君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、柴山 豊君。総務課長、山田 勇君。企画課長、森田 稔君。住民課長、松本一雄君。会計課長、松沢計作君。学校教育課長、横尾 弘君。社会教育課長、吉田泰志君。

6、審査の状況。陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める陳情書。

国の将来を担う子どもたちの教育環境改善のためには、教職員定数改善が必要不可欠であり、国は計画的に改善する必要がある。

また、国の負担割合減少により、各自治体は、厳しい財政状況の中で教育費の財源確保に苦慮している。自治体の財政力により、公平であるべき義務教育の教育水準に格差が生じることは、義務教育行政の円滑な推進に大きく影響するものである。

本陳情は、よく理解できるとの意見の一致をみた。

よって、本陳情は採択するべきものと決定した。

◇議長(佐俣勝彦君) 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ討論を終結いたします。

陳情第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第4 発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第4、発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

江原榮和君、登壇して説明願います。

◇6番（江原榮和君） 発議第2号。平成27年6月16日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。提出者。議会議員、江原榮和。賛成者。同、中野喜久勇。同、齋藤彰重。同、柳澤清次。同、中里芳久。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、平成18年に義務教育費国庫負担金の負担率が3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算の確保が困難となっており、義務

教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼし、少人数教育の実施、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきている。

義務教育の水準確保と地方教育行政の充実、一人ひとりの子どもたちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するためには、計画的な教職員定数の改善と教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、甘楽町議会は、政府、衆参両院議長に対し、平成28年度政府予算編成において、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記。1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月16日。甘楽町議会議長佐俣勝彦。衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。総務大臣。財務大臣。文部科学大臣宛て。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

発議第2号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第5 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第5、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定いたしました。



○日程第6 一般質問

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第6、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いします。

最初に、質問番号1を議席1番齋藤彰重君、登壇の上、質問をお願いします。

◇1番（齋藤彰重君） 私は「選挙の棄権防止対策について」、お伺いをいたします。

甘楽町においては、投票所を4カ所に集約して数年が経過いたしました。言うまでもなく、選挙における投票は国民の権利であり、いつの選挙においても清き一票を投票するよう呼びかけております。

私は、投票所の集約は時代の変化を反映して止むを得ないと思いますが、高齢者世帯等で自動車の運転者がいない家庭では、投票に行くのが難しい方もいると危惧しております。

本年4月の群馬県議会議員選挙と甘楽町議会議員選挙は、ともに無投票となり過去の選挙との投票率の比較ができませんが、遠くなった投票所に出向く手段を確保することは、国民の権利を守る観点からも大切なことだと思います。

町でも、デマンドタクシーの利用を勧めて対策はしておりますが、更に送迎対策を充実し、投票したい人が気軽に投票に行けるよう投票日には旧投票所から今の投票所まで4回くらい時間を設定して送迎する要員を配置してはいかがでしょうか。

期日前投票はデマンドタクシーの利用で、投票日は投票所に配置する送迎車を利用する体制が定着すれば、棄権せずに貴重な一票を投じて、まちづくり、国づくりに参加してくれるものと思います。

国の選挙、県の選挙、町の選挙、それぞれで有権者の関心も異なりますが、選挙執行の

体制は毎回同じにすることが望ましく、4年間は続けてみてはいかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、齋藤彰重議員の「選挙の棄権防止対策について」のご質問にお答えをいたします。

今年の県議選と町議選が無投票となったため、投票所が4カ所に変更になってから行われた選挙は、平成25年7月の参議院議員選挙と昨年12月の衆議院議員選挙の2回でありました。

高齢者世帯等で移動手段が無い人たちのためにと、投票所変更後初の選挙となった平成25年7月の参議院議員選挙には、旧投票所から新投票所へ選挙当日、シャトルワゴンで無料で運行した他、期日前投票開始日から投票日当日までの間、デマンドタクシーいわゆる「愛のりくん」を無料で運行し、代替措置を講じてまいりました。

また、次に行われました昨年12月の衆議院選挙においても、期日前投票開始日から投票日当日までの間、デマンドタクシーの無料運行を実施し、選挙人の便宜を図ってまいりました。

デマンドタクシーの登録、そして予約は電話一本で簡単にできることから、登録者数は1,000人を超え、試行運転開始からわずか2年余りで乗車人数は1万人を超すまでにになりました。

このような状況でありますので、議員ご質問の選挙日当日の送迎車運行や期日前投票についても、無料で愛のりくん、いわゆるデマンドタクシーのご利用をお願いしたいと考えております。デマンドタクシーは選挙特別便でありますので、投票が済むまで投票所で待ってくれます。入場券を持参していただければ、無料で利用できますので、議員からも積極的にご指導いただければ幸いです。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせますので、よろしく願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（山田 勇君） 命によりお答えいたします。

町選挙管理委員会では、投票所の集約に伴い投票日に投票所へ行けない人のためにシャトルワゴンの運行や愛のりくん（デマンドタクシー）の運行を実施し、棄権を無くし1人

でも多くの方々に投票してもらおうと、足の確保に努めてきました。山間地等で暮らす高齢者の「一票」をどう守るのか、初の試みでありましたシャトルワゴンの投票日当日運行につきましては、先程、町長が答弁したとおり、一日全6回旧投票所を巡回しましたが、利用者が非常に少なかったため、次の衆議院議員選挙から愛のりくん（デマンドタクシー）一本に絞り、交通手段の確保に努めてきました。

愛のりくんをご利用いただければ、わざわざ旧投票所まで出向くことも無く、ご自宅から投票所まで送迎してくれます。また、投票が済むまで待っていてくれます。入場券を提示していただければ、無料で利用でき、期日前投票開始から投票日まで長期間にわたり運行しますので、雨の日、風の日でも安心して投票に行ける愛のりくんの利用をお願いしたいと思います。

7月5日の日曜日に執行される群馬県知事選挙につきましては、期日前投票制度と、愛のりくんの利用促進を図るため、広報かんらによるお知らせや防災行政無線による呼びかけ、ホームページによる周知の他、愛のりくん選挙特別便運行チラシを全戸配布、入場券のはがきと一緒に同様の案内チラシを同封し、啓発活動にも力を入れております。

選挙特別便は、通常一日3台で運行を行っておりますが、投票日当日は増便も考えておりますので、投票所が遠のく有権者の送迎支援策としての愛のりくん（デマンドタクシー）の利用促進にご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いします。

◇1番（齋藤彰重君） ご答弁ありがとうございます。デマンドタクシーの利用をして欲しいということでした。

今、お話を伺いますと、選挙日当日は複数台のデマンドタクシーが運行可能ということですので、複数台の利用ができれば投票日当日の送迎についても成果が上がるのかなと思います。

問題は、デマンドタクシーを気軽に使えるような環境を整えることが必要だと思いますので、是非、選挙の前にはそちらの周知をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 今のは要望でよろしいですか。

◇1番（齋藤彰重君） はい。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、齋藤彰重君の質問が終了いたしました。

次に、質問番号2から4までを議席12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問をお願いします。

◇12番（山田邦彦君） 私は「ゴミ袋の無料化または値下げを」、「ゴミの一層の減量化を」、そして「情報公開条例の改正について」の3点について伺います。

まず、「ゴミ袋の無料化または値下げを」についてですが、このテーマでは、再三この場でも取り上げさせていただき、伺ってまいりました。

この4月に実施されました議員選挙では「無投票」となり、選挙活動はわずか一日だけとなりましたが、事前の準備の中で住民の皆さんの関心があるのは、やはりこの問題であることを確信しました。是非、実施をしていただきたいと思います、いかがでしょう。

町長は「町には自前の処理施設がないので、富岡市にお願いしている。それなので、無料化または値下げはできない」と何度も発言をしていますが、処理施設があるところは処理についてのお金が安く済んでいるかといえば、逆の現象もあります。施設の建設費や管理費、日常の運営費などを見れば、はっきりすると思います。

また、町長はいわゆる「受益者負担」とも言いますが、本来ごみ処理は自治体の仕事です。住民はそれぞれの税を払いながら、自治体の財政を形作っています。例えば、道路を造る時に「受益者負担」として近所の皆さんからお金をいただくのでしょうか。また、学校建設でも保護者がお金を特別に出すのでしょうか。ごみ処理も同じことだと思います。道路や学校も、使う人もいれば使わない人もいる訳で、特別にごみ処理だけを負担させるのは道理が無いと思います。

地方自治法では、第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定されています。是非、実施すべきと思います。

そこで、質問いたします。

- ①県内の市町村別ごとのごみ処理費用を把握しているのでしょうか。
- ②そのうち行政が負担する分はどのくらいか承知をしているのでしょうか。
- ③ゴミ袋の無料化または値下げが可能と思いますが、どう思うのでしょうか。

3点、伺います。

次に、「ゴミの一層の減量化を」について、伺います。

一人一日あたりのごみの量は、県内で少ない方から2番目です。また、リサイクル率は

多い方から6番目という好成績を上げていますが、もっと上を目指すには今のやり方では難しいと思います。

今までの方法といたしましては、一人一日あたりのごみ量の減少については、分別をもっと進めることと、生ごみの水分を少なくして出すことが大事と言われていますが、抜本的に進めるには生ごみを出さなくすることが一層大事だと思います。そのためには、コンポストと電動生ごみ処理機をもっと普及させることが大事だと思います。

そこで、①コンポストと電動生ごみ処理機の補助率を上げることはいかがでしょうか。

②そこでできた肥料を畑が無いなどの理由で必要の無い方、利用が困難な人から必要のある方へ町が仲介して斡旋をすることが必要と思いますが、いかがでしょうか。

次に、リサイクル率の向上につきましては、リサイクル率の高い市町村が現在行っているように、③リサイクルセンターの設置または建設をし、能動的に取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。これは、中学校の跡地の利活用なども視野に入れてはいかがでしょうか。

④センターでは、家電や粗大ごみの収集を行い、修理などしてリユースをすることも大事ではないでしょうか。

⑤現在は埋立処分をしている陶磁器やガラスのリサイクルも加えることも必要ではないかと思いますが、町の考え方を伺います。

最後に「情報公開条例の改正について」伺います。

この条例は、2000年9月25日に施行されました。当時は、住民の皆さんの「知る権利」の高揚や、各自治体などでの不祥事などがあり、オンブズマンや研究者が調査したり研究する時に必要性が叫ばれ、行われました。

現在では、ほぼ全ての市町村、特別区、広域連合、そして一部事務組合でも、情報公開条例や規約を定め、執行機関と議会の情報開示手続を定めていると聞いています。

町の条例では、第5条「次の各号に掲げるものは、実施機関に対して、当該実施機関の保有する情報の公開を請求することができる。」ということで、第1号から第4号まで記載されています。

一方、群馬県の条例では、第11条「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。」となっていますので、①県と同じように「何人も請求することができる。」としてはいかがでしょうか。

②情報を得るのは無料となっておりますが、写しを得るには料金が発生するとなっております。そこで、データなどでの提供にすれば安価で済むと思いますが、いかがでしょうか。

③現在までの請求件数など、どうなっているか、伺います。

第19条には「町が出資その他の財政上の援助等を行う法人であって、実施機関が認めるものは、この条例の趣旨にのっとり、自ら積極的な情報交換に努めるものとする。」とありますが、④この中の「出資その他の財政上の援助等」とは、どの範囲までとされていますか。

以上、伺います。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

質問2から4までを一括して答弁願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山田議員から3問の質問をいただきました。3問続けてまずお答えをし、その後、詳細については、担当課長からお答えをさせますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

まず最初に、「ゴミ袋の無料化または値下げを」というご質問をいただきました。

このご質問に対しましては、再三、山田議員からご質問をいただいているところでありまして、今年の12月定例会においても答弁をさせていただきます。

まず、繰り返しになってしまいますが、ごみ袋につきましては、平成18年7月から手数料方式により排出したごみの量に応じた手数料を負担いただき現在に至っております。この指定のごみ袋の価格につきましては、ごみの減量及び分別にご協力をいただいた町民の皆様への還元として、今年平成27年度を目途に結論を出したいと答弁をさせていただきました。今後、町の環境保健協会等関係者の皆様の意見を十分伺いながら、結論を出していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からお答えをさせますので、よろしくお願いいたします。

それともう1点、同じくごみの問題で「ゴミの減量化」についてのご質問もいただきました。

ごみの排出量及びリサイクル率については、議員のおっしゃるとおり平成25年度の実績においては、県内市町村別では非常に上位にランクをされております。これもひとえに町民の皆様のごみの減量に対するご理解とご協力があったことで、町民の皆様へ感謝を

申し上げますところであります。

基本的には家にごみを持ち込まないという大原則に沿って、ごみの減量化に努めるべき対策を常に住民の皆様をお願いをしているところであります。

ご質問にありました補助率を上げることについては、現在コンポスト、そして生ごみ用水切りバケツ「エコペール」については、住民の皆様には2割程度の負担を今いただいているところであります。また、電動式生ごみ処理機については、3万円を上限に5割の補助にて対応をしているところであります。他の事業との均衡を保つため、補助率については、この現状で維持できればというふうに今考えております。

また、リサイクルセンターの設置をというご質問もありましたけれども、リサイクル率の向上を図るためには一つの方策であると思っておりますが、現時点では町全体のリサイクルセンターは難しいかなというふうに考えているところであります。

その中で、現在、埋立処分をしております炊飯器でありますとか、電子レンジ、扇風機などの小型家電につきましても、今後、環境保健協会と協議をして、分別収集にそれらを加えてリサイクルする方向で検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

この件につきましても、数字等の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

それから、3点目の「情報公開条例の改正」のご質問をいただきました。

甘楽町情報公開条例第1条に「地方自治の本旨に基づき、町民の知る権利を尊重し、町の保有する情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報の収集と情報提供の充実を図り、町民との信頼関係を築き、公正で開かれた町政を推進することを目的とする。」とうたっている訳であります。このような基本的な考えの下に、平成12年9月に制定をいたしました。

ご質問の①であります、県と同じように「何人も請求することができる。」ようにしてはどうかというご質問でございますが、この件につきましては、第5条第4号中の「実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの」の規定がございますので、これで殆どのが該当し現在もこれに対応しており、この規定で十分対応できるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の②からは、担当課長から引き続きお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 健康課長。

◇健康課長（飯塚 章君） 命によりお答えいたします。

1 問目の「ゴミ袋の無料化または値下げを」について、お答えをいたします。

ゴミ袋の価格につきましては、町長が答弁したとおり今年度に検討を開始したところがあります。

しかしながら、現状を申し上げますと、最近、分別の意識が少し弱まり、特にプラごみについて、プラマークごみ以外の混入が多数見受けられ、リサイクル率が低下しているため、7月発行の広報紙において再度分別の方法等を町民の皆様をお願いする予定です。

ご質問の県内の市町村別の「ごみ処理費用」を把握しているか、及びそのうち行政が負担する分はいくらか承知しているかというご質問につきましては、環境省が公表している平成25年度の都道府県別廃棄物処理事業経費によれば、県内市町村で総額約201億5,000万円となり、そのうち一般財源の持ち出しは約154億8,000万円となっております。

ゴミ袋の無料化または値下げが可能と思うがどうかにつきましては、更なる分別の推進及び資源回収量の増加、費用負担の公平性が確保できるかなどを考慮して決定するべきと考えておりますので、町長の答弁のとおりもうしばらくのご猶予をいただきたくご理解をお願い申し上げます。

続きまして、2問目の「ゴミの一層の減量化を」について、お答えをいたします。

ご質問のコンポストと電動生ごみ処理機の補助率を上げることについてはありますが、平成6年に斡旋を開始したコンポスト容器が、平成26年度末時点で1,826基、平成18年度から斡旋を開始した水切り容器が1,352基、電動生ごみ処理機が559基設置されました。

現在、コンポスト容器、水切り容器は8割程度の補助を実施し、600円を負担していただいております。水切り容器についても300円と、低価格にてご負担をお願いしております。また、電動生ごみ処理機についても、平成11年度から5割補助、上限3万円での補助を行っているところであります。

補助率の見直しは、これからの需要がどのくらい見込めるか、見極める必要があると考えております。コンポスト等の設置は、住宅事情等により設置できない家庭も多数存在すると考えられますので、町長の答弁のとおり補助率は当面現状維持で考えております。

また、電動生ごみ処理機で出来た肥料についてであります。住環境等により処分できない家庭については農家等の意向をお聞きして検討してまいりたいと思います。

リサイクルセンターの設置につきましては、町長の答弁のとおりです。

また、陶磁器やガラスのリサイクルですが、主要な陶磁器の産地の一部で回収・リサイクルをしているところもありますが、研究段階であり、陶磁器のリサイクルはもう少し様子を見てから検討したいと考えております。

また、平成25年4月から小型家電リサイクル法が始まりました。家電リサイクル法の家電4品目以外の電気や電池で動く製品が広く対象となります。環境保健協会と協議の上、回収品目・回収方法等確認しながら、できるだけ早い段階でリサイクルできるよう検討してまいりたいと考えますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（山田 勇君） 命により、3問目の「情報公開条例の改正について」、お答えいたします。

ご質問の②番、第12条の費用負担についてのご質問ですが、公文書等を閲覧するだけであれば費用は掛かりませんが、紙での提供はコピー代をいただいています。DVDやCDで提供する場合も有り得ますが、当然、媒体分の代金は発生します。

しかし、ご質問のDVDなどでの提供は、DVD自体は確かに安価で購入できますが、欲しい情報を選別し、DVD等に保存する場合には、スキャナーやPDFデータ化など長時間を要したり、開示請求内容が膨大である場合などは、提供するのに長時間を要するため、システム改修が必要となり、改修費用分は開示請求者が負担していただくこととなりますので、通常のコピーでの提供が望ましいと思われれます。

ご質問の③番、現在までの請求件数についてですが、今日までに公開請求があった件数は13件でありました。内訳は、平成13年度が2件、平成14年から20年度までの間はゼロ、平成21年度が1件、平成22年度はゼロ、平成23年度が3件、平成24年度が1件、平成25年度が5件、昨年度はゼロ、今年は今のところ1件という状況でございます。

また、関連するご質問④の第19条中「出資その他の財政上の援助等」の範囲につきましては、地方自治法第221条第3項、地方自治法施行令第152条の出資法人等に関するもので、実際にこの件に関連した公開請求はありませんが、町が出資している公益財団

法人甘楽町国際交流振興協会や一般財団法人甘楽町都市農村交流協会、甘楽郡土地開発公社が範囲にあります。

以上でございます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

質問2について、2回目の質問がありましたらお願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） それでは、質問2について2回目の質問をさせていただきます。

まず、①と②なのですが、先程、課長からも紹介がありましたが、国が市町村別に処理費用の一覧を作って毎年公表しています。

その中で関わりがあるので紹介させていただきますが、例えば富岡市は住民一人あたり8,150円、甘楽町の場合が6,961円、一般財源を使っているとされています。県内の順位ですと、甘楽町は上から9番目に少ない金額です。それに対して富岡市は上から15番目に少ない金額となっています。何度か同じような質問させていただいて、町長は、甘楽町は処分場が無いので特別に負担をしてもらっているんだという話を何回、何十回だかされていますが、先程の地方自治法の問題と甘楽町の人たちがいろいろな意味で町に対して協力し結果を実際に出しているということを見ると、いろいろな人にこれから聞いてから進めるとかという話でそういうことも必要かもしれませんが、是非、実態をきちんと伝えた上で、どのぐらい甘楽町の人たちがごみ行政に対して協力しているのかということをお伝えし、ただ現状を示してどうしましょうかと言うと、やっぱり住民の方でなかなか判断できないと思うんですね。是非このあたりをきっちり分かるように説明して、要するに群馬県の中でどういう状況で甘楽町はいるのかというのがはっきり分かり、その中で住民の負担がどのぐらい必要か、あるいは行政がどのぐらい負担しなければいけないかということをお考えが必要だと思うんですが、その辺をどう考えているか、伺います。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） ごみに対しては、町がやるということはもう十分承知はしているところであります。

しかし、ごみを出す人、出さない人等々がいる訳でありますから、一定程度のご負担をお願いするという気持ちで今日まで至ってきました。ここで、平成27年度中に一定程度の結論を出すということをお答えしていますので、環境保健協会等の役員さんもいる訳でそういう人たちの意見を聞きながら、実態を細かく出せという話もありましたので、その

辺につきましては資料等を提供し平成27年度中に一定程度の結論を出して、皆さんの期待に応えられるようにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目の質問がありましたら、お願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

是非、今の答弁どおりに中立な立場といいますか、実態を紹介をしていただいて、判断を仰いでいただきたいと思うんです。この有料化する時には、言い方は変なんですけど、有料化ありきみたいな感じの説明が随分方々でたくさんされました。その時には、一人一日あたり云々とか、リサイクル率というのがまだ世の中で余り流行っていなかったといひますかね、そういう意味での情報量の少なさみたいなのがあって、ただ単に甘楽町ではお金がいっぱい掛かると、だから、負担してくださいよという話があったと思うんですね。是非そういう形で、住民の方が誤解をしないような形の説明なり資料提供なりしていただきたいと思うんです。そういう中で、住民の皆さんが、それでもいっぱい負担していいよということになれば、それはそれでまた違う結果になると思いますが、やはり今までの関係のことをいろいろまとめてみれば、町がやるべき仕事を住民の人が肩がわりさせられていたみたいなふうに思ってしまうので、そのあたりが誤解のないようなやり方を重ねてお願いして、質問とさせていただきます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、質問2が終了いたしました。

続いて、質問3について、2回目の質問ありましたらお願いします。

◇12番（山田邦彦君） このテーマにつきましては、これ以上補助を拡大しなくてもいいんじゃないかというお話でした。

ただ、世の中には、順番のついでにすることが数限りなくあります。そういう中で、群馬県の中で、別に一番でなければいけないと思いませんが、いろいろ努力する中で、行政マンもそうですし、住民もそうだと思うんですが、自分たちが取り組んだことが客観的な数字が出て、評価がされて、それで次に進んでいくというのは、住民の力といいますか、他の分野でも出してもらえようような土壌ができるんじゃないかと思うんですね。私、個人的には、実はコンポストですとか、先程の水切り容器などは個人負担が無くてもいいくらいの状況に来ているんじゃないかと思うんです。ただ、そこまでいくと、いろいろなことが出てくると思うので、是非、今2割負担という話がありましたが、1割負担にすると

か、あるいは電動生ごみ処理機も住民の皆さんの負担を例えば3割にするとかということにすれば、一人の一日あたりのごみの量、群馬県のトップになったりできるんじゃないかと思いますが、検討をしていただければうれしいなと思いますが、いかがでしょうか。

それと、リサイクル率の向上につきましては、これから先程の質問の趣旨に沿っているような検討をしていただけるということなので、了解します。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 今、2回目のご質問をいただきましたけれども、ごみの分別でありますとか、生ごみの軽量化といいますか、乾燥して出すとか、水切りをして出すとか、家庭で生ごみを処理できる人は畑の隅のコンポストで処理するとか、そういうたくさんの協力をいただいて、今日の数字が出たんだというふうに私は思っているところであります。これはひとえに町民の皆さんのご協力の賜物というふうに思っています。平成25年度の市町村別の一人あたりのごみの量は、甘楽町は少ない方から2番目であります。一人一日あたりの排出量は569グラムという統計数字が出ている。ごみの排出量が少なくなっている訳です。このことは、今まで皆さんにご協力をいただいた大きな成果だというふうに思っております。確かに、一番を目指すということも必要かもしれませんが、多くの皆さんの協力でここまで来ましたので、このことを是非続けていければというふうに思っています。

それから、分別も非常に県内で先駆けて早くに多くの種類の分別を実施してまいりました。リサイクル率でいきますと、甘楽町は県の中で6位に推移をしています。26.0%がリサイクル率であります。このように非常に高いリサイクル率、非常に少ないごみの量、このことは町民の皆さんの大きな協力の賜物というふうに思っておりますので、今後におきましても是非このことはお願いをしながら、先程申し上げましたように、コンポストの需要がもっともっと高まる、電動生ごみ処理機の需要がもっともっと高まるというような状況が出てくれば、補助率についても再度検討していくことは必要かなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 2回目の質問が終わりました。3回目の質問がありましたらお願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） 先程の補助率のことなんですが、利用が多ければというふうな言い方でしたね。要するに、補助率が高まれば利用が高まるように私は思うんです。補助率が今のままでも利用が高まれば、例えば補助率を高くしなくても、たくさんの方が利用

してくれると思うんですね。そのあたりは、ちょっと私と考えが逆なので、やっぱり町からのリードがあれば、住民の方が協力してくれるというふうなものが多いと思うんですね。ですから、基本的には補助率を高くしてもいいんじゃないかなと町長が今おっしゃったのかなというふうに思いますので、もしそうだとすれば、利用が高まればじゃなくて、補助率を高めて利用をどんどん高くして一人一日あたりのごみの量をもっと少なくするようなことで進めていただければ、トップを目指すことも夢ではないんじゃないかなと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 確かに、今、山田議員が言われますように、補助率を高めることによって利用が増えると、このことも確かにそのとおりだというふうに私も思います。ですから、そういう意味では、その補助率の関係を検討はしますけれども、でも昨年買った人と、今年買った人はもう明らかに補助金の額が違つたと。また、来年買ったらもっと安くなつたと。しかし、行政として一定程度の継続性というのは必要かなというふうに思っておりますので、一定程度の期間が過ぎましたから、一定程度この辺で検討することは必要かと思ひますけれども、昨年買った人は今年買った人と大きな差が出るほどの改定でなく、検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問3が終了しました。

続いて、質問4について、2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） それでは、質問4について、2回目をさせていただきます。

第5条第4項のところではフォローしてあるので、殆どの方が該当するという話でした。ただ、これは「実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの」という言い方なんですね。利害関係を有しなくても、「何人でも請求することができる。」というふうにするのが、今のすう勢といいますか、世の中の多数になりつつあります。

何でそんなことを言うかといいますと、さっきのごみの量もそうですが、公表されていない部分をこういう形で開示をしていただくことで、いろいろな市町村の数字をあぶり出すといいますか、研究をしたり調査をしたりする時には、客観的な数字が必ず必要になりますので、調べてみたら甘楽町だけはそういう情報がもらえなかったとなると、非常に残念なことから、是非、そういう形の条例に変えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それと、DVDにする時に、大きな話でシステム改修の話まで伺ったんですけど、上限と申しますか、それは1回の請求の時に設けることが逆にいえば必要かなと私は思いました。多分、請求する段階で、膨大な資料を請求するような想定がされていないように私は理解しているんですけど、例えば10ページ、20ページ、もしかしたら30ページ、それ以上になった時に、紙で情報をいただくと、一枚あたり10円とか掛かる訳で、それをDVDとか他のデータで提供すれば、その分の数十円単位ぐらいで提供ができる訳なので、そのあたりを例えば条例を変えなくても弾力運用でできますよというのであれば、そんな心配無いんですけども、欲しがっている人の意向を酌んであげて提供することが可能かどうか伺います。

それと、④については了解いたしました。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 利害関係でありますけれども、実際請求をする人は殆どが何らかの関係があって請求をしてくるものだというふうに思っています。まるっきり何も関係ない人が町の情報を見に来るといことは殆ど無いんだろうなというふうに思っています。何らかの形で、例えば研究のために使うとか、やれ何に使うとか、これは私の利害なんだということになれば、殆どはもうそれで該当するというふうに当初お答えした訳でありますけれども、例えばどんな場合の人が利害関係でないか、その辺のところの捉え方の違いかなというふうに思っておりますけれども。私どもとすれば、殆ど利害関係者は「何人も」に大体同じなんじゃないかなというふうに感じているところでありますけれども。県はそのような形になっておるといことを承知はしておりますけれども、他の町村等その辺のところはまた検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、DVDの話がありましたけれども、確かに情報をDVDに焼くことによって、DVDは何十円かで買えますから非常に安くなる訳でありますけれども、そこに読み込ませるための労力というのは非常に必要だというふうに思っています。

いずれにいたしましても、住民の皆さんが知る権利と申しますか、情報請求をした時にはできるだけ開示できるように、これからも努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目の質問でございますか。

◇12番（山田邦彦君） 了解です。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で山田邦彦君の質問が全て終了いたしました。

それでは、質問番号5及び6を議席8番中野喜久勇君、登壇の上、一括して質問願います。

◇8番（中野喜久勇君） 「防火用水の設置について」並びに「観光事業について」、質問いたします。

去る5月28日の夕刻に当町第一区地内において火災が発生し、折からの強風や水不足によって大火となり、火元の家はもとより近くの家にも類焼して2軒が全焼してしまいました。この5月は真夏日のような暑い日が続き、降雨も少なく、大変乾燥しておりました。一年中で一番水量の少ない時期で河川などの水が少なく、雄川堰は殆ど水が流れていない状態でした。山火事注意の放送は毎日流れていましたが、家屋の火災が発生し、近年に無い大火となってしまいました。消火活動については、極めて条件の悪い中、甘楽町消防団をはじめ、消火にご尽力くださった多くの方のおかげで鎮火いたしました。5時間30分くらいの長時間にわたりましたが、人命に支障はなく、けが人も出ずに鎮火できたことに心より敬意を表します。

さて、今後はこのような火災が発生しないよう防火に充分留意しなければなりません。万が一に備えて防火用水等の設置が必要であると思います。防火用水の設置基準や必要とする面積、概ねの建設費などをお尋ねいたします。

続いて、「観光事業について」、質問いたします。

昨年、富岡製糸場と絹産業遺産群が世界遺産に登録され、富岡製糸場は国宝にも認定されました。甘楽町では、国峰在住の須田賢司さんが人間国宝に認定され、西毛地域では余り縁のなかった国宝が一気に誕生し、誠に喜ばしい限りであります。

富岡製糸場につきましては、この周辺が世界遺産になったことで、急激に観光客が増え、雰囲気が一変してしまいました。観光客数が多かった日は、1万2,000人を超えたということでした。当町では、その影響でこんにやくパークが人気となり、大変賑やかになっておりますが、道の駅にも多くの人々が来ているようでございます。

今後、楽山園、松浦家、山田家、織田家の墓、あるいは信州屋等、観光ルートを作って、富岡製糸場に來た人たちを甘楽町へ誘客する方法を考えて、甘楽町をアピールし、更なる観光事業向上を目指して欲しいと思っておりますが、観光事業に対する町の考え方をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

質問5及び6について、一括して答弁をお願いします。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、中野議員の「防火用水の設置について」にお答えをいたします。

中野議員の言われるとおりの5月28日の夕刻に小幡地内で発生した火災は、非常に乾燥していたこともあり、予想以上に火の回るのが早く延焼を招き、近年に無い大火となってしまうました。防災無線で連日、火災に注意するよう呼びかけてきたところではありますが、残念な結果となり、そして火災の恐ろしさを痛感させられました。

しかしながら、雄川堰の水量が少ない中、消防団員の皆さん総勢132人の出動により何とか鎮火することができました。これからも機会あるごとに皆さんで火災予防に努めていただければというふうに思っております。

さて、議員ご質問の防火水槽の設置についてであります。毎年区長さんを通じて設置要望の調査をまず実施しております。そして、申請により職員が場所を確認・精査して、毎年1基から2基ほどの防火水槽を設置しております。

ご質問の防火水槽の設置基準等、詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

続いて、「観光事業について」のご質問をいただきました。

議員のご質問にありましたように、平成26年6月に富岡製糸場が世界文化遺産に登録され国宝にも指定されたことにより、こんにやくパークや道の駅甘楽へ多くの観光客にお越しをいただいているところであります。

甘楽町では、平成22年に群馬県でいち早く「認定甘楽町歴史的風致維持向上計画」を策定いたしました。これにより、本町の豊かな歴史や文化財を活かしたまちづくりを推進し、観光の振興により地域の活性化を図るため、新たな飛躍へ向け、全庁を挙げて取り組みを進めてきたところであります。

具体的には、富岡製糸場の世界文化遺産登録を見据えた整備として、甘楽ふるさと館の増築、道の駅甘楽のリニューアル、道の駅甘楽の南側にあります町道久保下夕町線の新設、そして小幡公園の新設などがあります。

更に、今年度からは、去る4月に認定されました日本遺産「かかあ天下—ぐんまの絹物語—」の構成文化財に、本町の「ぐんま絹遺産」3件も含まれていることから、養蚕の歴史や文化を保存することはもちろん、産業としての養蚕業も支援し、「養蚕の里」としてこれからもPRをしていきたいと考えているところであります。

取り組みの状況や観光資源を活用した地域活性化策など、質問の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（山田 勇君） 命によりお答えいたします。

まず、1問目の防火水槽設置基準についてですが、設置を希望する用地は無償でお借りすることとなりますので、事前に土地所有者の承諾を得ていただくことが必要になります。また、周辺に消火栓や自然水利等が無いなど、設置が必要である旨の要望調書を提出していただいております。この調書に基づき、職員が現地を確認し、緊急性などを考慮して、優先順位を決めて実施しております。設置要望調書を提出されても、立地条件等の都合により、少し待っていただく場合やご要望に応えられない場合もありますので、あらかじめご了承くださいと思います。

続いて、2問目の必要とする面積、概ねの建設費用ですが、一般的に設置している40トン級の耐震性貯水槽ですと、水槽の深さは5メートルぐらいとなりますので、工事の際は余堀りも含めまして、約20平方メートルの面積が必要となります。建設費用は550万円程掛かりますが、設置に係る工事費は全額町負担で実施しております。

参考といたしまして、現在まで防火水槽は町内に91基設置されております。また、雄川堰内には、火災に備え水利確保を目的とした転倒堰が10基設置されております。

この他、消火栓や消火栓器具類については、費用の3分の2を地元負担でお願いし、残りの3分の1を町が補助して実施しております。

火災に限らず、近年大地震やゲリラ豪雨等による災害が頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性がますます大きくなっております。消防団の装備の改善や消防施設整備の更新につきましては、計画的に実施をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 産業課長。

◇産業課長（松井 均君） 命により、「観光事業について」のご質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、富岡製糸場建設に際し、甘楽町からは建物の土台石や瓦、れんがなどの資材を提供するなど先人が大いに貢献しています。富岡製糸場がこのように脚光を浴びたことは大いに喜ばしいことでもあります。

町は、平成14年から10年計画で復元整備し、平成24年3月に竣工した楽山園を核

として、「認定甘楽町歴史的風致維持向上計画」に基づいて観光資源の整備により活性化を図っております。

これまでの主な事業として、長岡今朝吉記念ギャラリーの建設、信州屋の整備、甘楽町歴史民俗資料館別館の整備、小幡八幡山周辺整備として駐車場及びトイレ整備、セラピーロードの整備、金井地区の町道遠出居7号線、秋畑地区交流センター、ちいじがき周辺施設整備などを実施してまいりました。

また、今年度から国土交通省、道の駅甘楽及び帝京大学の連携によりまして、将来の地域活性化の担い手となる人材の育成、道の駅が地域活性化の拠点として進化を遂げるため、付加価値を創出するための事業を開発いたします。

7月3日・4日には、友好都市である東京都北区の「北とびあ」で、友好都市交流30周年を記念して、「甘楽町商工観光展 in 北区」と銘打ち、大甘楽町展を開催いたします。町の商工・観光・物産のPRを行い、北区の住民を中心とした観光客の誘客を図ります。

7月には、「織田宗家ゆかりの城下町小幡モニターツアー」を企画し、都心の旅行会社や関係者を招いて、町の魅力をアピールし、新たな観光ルートの造成を図っていく予定です。

これらは、いずれも新規事業であります。この事業を通じ、新たな観光ルートの開発、活気あるまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

質問5について、2回目の質問がありましたらお願いいたします。

◇8番（中野喜久勇君） まず、防火用水の設置についてですが、一区では消火栓が23カ所、防火水槽が5カ所あるということを知っております。それでも、あれだけの大火になってしまったことは、まだまだいろいろと研究する余地があると思います。また、私も地元に戻っていろいろ相談して、お世話になれることがあればなりたいというふうに思っています。

また、町内全域にわたって、またこういった災害が起こりかねませんので、更に慎重に調査をして、大災害を起こさないような体制を整えていただきたいと思います。

防火用水槽については、以上で終了させていただきます。

続いて、観光事業ですが、町はいろんな補助金等を使って大変設備を整え、そして町外

からは、甘楽町はいろいろ事業していて素晴らしいなというお褒めの言葉は大変聞かれます。補助金を使っている割には、ちょっと観光客が少ないかなという感じがしている訳ですけれども。楽山園と長岡今朝吉記念ギャラリーは、記憶するところで十数億円掛かり、また一区の信州屋が六千数十万円、あるいは最近直した旧有賀茶屋が一千八百数十万円というふうにお金が掛かっておりますが、なかなか観光客が見当たらないという感じはいたします。そういうところも含めて、これから旧家老屋敷の松浦家も1億円弱ぐらいの計画で整備されるようですけれども、そういったものを関連させてできるだけPRし、町の観光に役立てられるように、あるいは誘客数を増やせるようお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、中野喜久勇君の質問5及び6が終了しました。

次に、質問7を議席4番山崎澄子君、登壇の上、質問をお願いします。

◇4番（山崎澄子君） 私は、「要支援・要介護認定以外の高齢者に対しての支援について」を質問いたします。

この3月に「甘楽町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」が公表されました。内容は、本当に微に入り細にわたり策定され、読んでいて老後に希望が持てるような気がいたしました。

私は、要支援・要介護に認定されていなく、家族と暮らしていない夫婦や一人暮らしの高齢者に対しての日常生活の支援について伺います。

ごみ出し日及び分別収集日の集積場所までの運搬、愛のりくん利用で買い物を行った後の降車場所から玄関までの運搬、が距離に関係なくとても負担になるという声を聞きます。

生活支援コーディネーターの養成、軽度生活援助事業等が同計画の第4章第3節にうたわれておりますが、要支援・要介護に認定されていない前述の高齢者にも適用されるのでしょうか。適用されるとしたら、いつごろになるのでしょうか。

以上、2点についてお伺いいたします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁をお願いします。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山崎議員の「要支援・要介護認定以外の高齢者に対するの支援について」のご質問にお答えいたします。

高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画は、今年度から平成29年度までの計画で、総合計画の基本理念及び第5期計画の考え方を継承して、「安心していきいきと暮らせるまちづくり」を計画の将来像と定め、一人ひとりの生活の中で将来像が実現されるまちづくりに向けた取り組みを今後も進めてまいりたいと思っております。

基本理念の実現に向けて4つの目標を設定し、具体的な取り組みをまず推進いたします。1つは、健康づくり、そして介護予防の推進であります。2つ目に、地域における支え合いの活動の推進。そして、3つ目には、安心して快適に生活できる福祉の充実。そして最後に、介護保険制度の円滑な運営となる訳であります。

議員ご質問の要支援・要介護に認定されていない高齢者に適用されるかということでございますけれども、高齢者保健福祉計画は、全ての高齢者を対象として福祉施策全般を範囲とする計画であります。また、介護保険事業計画は、65歳以上の要介護認定者ができる限り住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れる計画となっております。したがって、ご質問にありました全ての高齢者に適用されるものでありますので、よろしく願います。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせます。よろしく願います。

◇議長（佐俣勝彦君） 健康課長。

◇健康課長（飯塚 章君） 命によりお答えをいたします。

要支援・要介護認定以外の高齢者に対するの支援ですが、一般高齢者施策の中で、おたっしや会、介護予防教室、配食サービス、ミニデイサービス等を展開してきました。

高齢者世帯、一人暮らしの高齢者に対するの日常生活支援では、希望者に民生委員さんや地区役員さんと連携を図り、包括支援センター職員が関わりながら、安否確認を含めた配食サービス、ホームヘルプサービス、緊急通報装置の設置、高齢者生活支援サービス等、調整させていただいています。

高齢者生活支援サービスにつきましては、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるための基盤整備「地域包括ケアシステム」の一つとして、生活支援の充実が挙げられており、高齢者の見守りを兼ねた買い物、ごみ出し支援体制の立ち上げとして、社会福祉協議会と協力し、去年3月にボランティア研修会を実施して、生活支援サポーターの登

録、利用者の募集を図り、6月に試行的にスタートし6ヶ月間の試行を経て今年度より高齢者生活支援サービス事業を開始いたしました。

買い物支援サービスは、1回100円の個人負担ですが、現在5人が利用し、11人の生活支援サポーターが登録し、実施をしております。

今の段階では、買い物サービスが主ですが、制度改正による介護予防・日常生活支援総合事業を当町においても平成29年度からの事業開始に向けて、地域の特性や高齢化率、社会資源が異なる中ででの住民が主体の地域支え合い活動を推進するため、高齢者、地域住民、介護関係の専門職の誰もが参加できる情報交換の場の開設や運営を支援していきたいと考えています。その中で、生活支援の担い手となる生活支援コーディネーターを養成し、高齢者の生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

山崎議員におかれましても、介護予防サポーター養成講座に参加をいただいた経緯もございますので、事業の趣旨をご理解いただき、ボランティアの育成等にバックアップをいただきたくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

◇4番（山崎澄子君） とても丁寧なお答えいただきまして、ありがとうございました。

この計画を読んでいまして、要支援と要介護の人に限るといような項目があったような気がいたしましたので、こういった質問をさせていただきました。課長に答弁をいただいたように、みんなが誰にでも優しくというその理念にかなっている計画だと思ひまして、質問させていただいて大変良かったと思ひます。お年寄りの方にもこのことを、文章で言うとなかなか理解できないものですから、常に口頭で、こういったことがありますから利用するよというを皆さんに申し伝えたいと思ひます。ありがとうございました。

以上で終わります。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、山崎澄子君の質問が終了しました。これをもちまして、一般質問を終了いたします。

◇

○字句等整理委任の件

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成27年第2回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

◇

○町長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 本定例会の閉会にあたりまして、一言皆さんにお礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、極めてご多忙の中、今期初定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございました。

また、本会議にご提案を申しあげました議案全て原案のとおり、ご議決、ご同意、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様には、今後いよいよご壮健にてご活躍いただきますことをご祈念申し上げる次第であります。

一般質問をはじめ、審議の過程で議員の皆様から頂戴いたしました貴重なご意見、ご提言等は、今後の町政運営に充分留意してまいりますので、一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

ここ数日は梅雨らしい日もあり多少の雨もありましたけれども、まだ雨の少ない日が続いているような状況であります。日本列島は、各地で火山や地震活動が活発化しており、近くでは浅間山も先週11日に噴火警戒レベルが2に引き上げられました。大地は、我々に恩恵をもたらす一方、時として猛威を振るうこともあります。日頃の備えを怠らぬよう準備をしていきたいと考えているところであります。

これから暑い夏に向かう訳ですが、ご案内のとおり6月21日には「絹の国ふる

さと祭り i n 甘楽」、7月3日・4日には「甘楽町商工観光展 i n 北区」、そして7月5日には「群馬県知事選挙」などの行事が目白押しであります。

議員の皆様におかれましては、この時期、健康にくれぐれもご留意いただくとともに、甘楽町の元気発信のため、諸行事へのご協力と議員活動にますますご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日はこうして大勢の傍聴者の皆様にお越しをいただきました。今後におきましても、議会そして町政に対しての関心を高めていただき、また傍聴等に参加をしていただければ幸いです。長時間にわたり傍聴いただきました皆様には、心から厚くお礼を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月9日に開会されました今期定例会も、上程された全ての案件を滞りなく終了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に深く感謝申し上げます。

また、本日は、多くの皆様方に傍聴を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

私ども議会議員は、甘楽町として町制が敷かれ、第15期の議員となりますが、この4月の選挙は甘楽町発足以来2度目、12年振りの無投票選挙でありました。町民の審判をいただけなかったことは誠に残念ではありますが、我々に与えられた使命の重大さを痛感するものであります。

今年度は、国が掲げる地方創生に向け、甘楽町版地方総合戦略を策定する年度であります。町民の代表である議会議員としての自覚を持ち、少子・高齢化社会と人口減少問題、雇用の問題、福祉並びに教育の問題などの課題に積極的に取り組み、町の将来像を執行と一丸となって描きたいと思っております。

季節は、暑さとともに天候不順な梅雨に入っておりますが、今年は降雨量が少なく、水不足が心配されております。また、時には豪雨などによる災害が心配されるこの頃であります。執行当局には、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、より一層のご尽力をお願い申し上げます。

結びに、今定例会を傍聴いただきました皆様をはじめ、議員各位並びに執行各位におかれましては、健康には充分ご留意の上、ますますのご活躍されますことを心からご祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。

◇

○閉 会

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成27年第2回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後2時28分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 佐 俣 勝 彦

署名議員 金 田 倍 視

署名議員 山 崎 澄 子